

## 京田辺市農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和2年10月5日(月)午後3時から3時42分

2.開催場所 305会議室

3.出席委員(25人)

会長	25番	喜多義治
会長職務代理者	24番	澤田康夫
	1番	守本和廣
	2番	前川義一
	3番	藤田俊郎
	4番	森 岳人
	5番	水山裕司
	6番	徳田和彦
	7番	石坂 清
	8番	中川利一
	9番	正田文敏
	10番	山下明子
	11番	川端美恵
	12番	小泉辰夫
	13番	田中和雄
	14番	堀江幸和
	15番	森田三彦
	16番	香村侃彦
	17番	下村茂樹
	18番	北尾清晴
	19番	奥西和子
	20番	山崎安喜男
	21番	米田五司
	22番	上村孝男
	23番	山本邦彦

#### 4. 欠席委員（0人）

#### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 使用貸借権の解約による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可について

第3号議案 地目変更の届出について

第4号議案 2アール未満の農業用施設の届出について

第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

第6号議案 相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について

第3 その他

#### 6. 農業委員会事務局職員

局長 古川 義男

主査 喜多 秀顕

主任 寒川 悠也

## 7. 会議の概要

事務局長

定刻となりましたので、総会を開始したいと思います。  
皆さん、改めましてこんにちは。  
農業委員会総会にご案内いたしましたところ、ご多用の中、ご参集賜りましてありがとうございます。

あいさつ（省略）

それでは、令和2年10月総会の開会に当たりまして、喜多会長のご挨拶を申し上げます。

会長

あいさつ（省略）

事務局長

ありがとうございました。  
それでは、審議に入っていきます前に、お配りしている資料の確認をお願いいたします。

資料確認（省略）

それでは、進行につきましては、会長をお願いいたします。

会長

本日の農業委員会の出席委員は25名です。農業委員会の会議は、在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができないということが農地法の第21条に書いてありますが、本日は25名全員の方が出席のために過半数を超えていますので、会議は成立しております。  
本日の議事録署名人の方はこちらで決めさせていただきてもよろしいでしょうか。

（異議なし）

会長

それでは、川端美恵さん、もう一方が前川義一さん、よろしく願いいたします。  
それでは、議事のほうを進めさせていただきます。  
報告第1号、使用貸借権の解約による通知について事務局より説明願います。

事務局

報告第1号、使用貸借権の解約による通知について。  
**【報告第1号 1番を朗読後、説明】**  
以上でございます。

会長	地元委員さん、説明をお願いします。
4 番	報告第1号、番号1番ですけれども、次に借りる方ももう決まっておりますので、問題ありません。
会長	はい、ありがとうございます。 この件に関して、何かご意見、ご異議はありませんか。  (異議なし)
会長	ないようですので、報告第1号の使用貸借権の解約による通知について受理決定をします。
会長	次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について。 <b>【報告第2号 1番を朗読後、説明】</b> 以上でございます。
会長	地元委員さんの説明をお願いします。
1 番	大住地内山、以下5筆プラス6筆で3,218平米です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんのお母さんで、〇〇〇〇さんはちゃんと耕作されていますので、よろしくをお願いします。
会長	ありがとうございます。 この件に関して、何かご意見、ご異議はありませんか。  (異議なし)
会長	ないようですので、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について受理決定します。
会長	続きまして、報告第3号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第3号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）。 <b>【報告第3号 1番を朗読後、説明】</b> NO1、転用目的につきましては、専用住宅2戸の分譲住宅用地でご

	<p>ざいまして、こちら農地以外の59番20と一体利用で、全体面積257.56平米となっております。場所につきましては、京都府田辺総合庁舎より北西へ約450メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和2年8月21日でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地元委員さん、説明をお願いします。</p>
23番	<p>報告第3号の番号1番、薪天神堂の農地でございますけども、既にもう隣接地が開発されて宅地化されております。その隣接でございます、他のものについては問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この件に関して、何かご意見、ご異議はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>ないようですので、報告第3号、専決処分による報告について受理決定をします。</p>
会長	<p>続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。</p> <p><b>【第1号議案 1番から11番を朗読後、説明】</b></p> <p>なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当いたしませんので、許可要件は満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、今日の現地調査班の班長さん、報告をお願いします。</p>
2番	<p>今日は午後1時から委員さん7名と事務局の職員さんとで、全部9筆、9か所現地調査に参りました。そして、案件の中には、地元委員さん、ちゃんと後に指導されるということも聞いておりますので、全員の意見で異常なしというように報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>

今日、行ってきてもらったところを全て言っていただけますか。

2 番 場所ですか。

会長 いや、場所や番号だけ。

2 番 あ、番号。松井区域の叶堂、番号3番です。それとNO5、これは田辺の池ノ尻、そしてNO6です。これも池ノ尻です。そしてNO7、これも池ノ尻、そしてNO8です。池ノ尻、そしてNO9、池ノ尻です。それとNO10、草内塔ノ上、それとNO11、宮津中川原、そして2号議案のNO1、大住八王子です。

以上9個の案件です。皆様のご意見で異常なしと報告させていただきます。

以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは、NO1から地元委員さん、説明をお願いします。

2 番 松井叶堂、これは〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの贈与です。

会長 〇〇〇〇さんのところも。

2 番 1号議案の1番、松井今池と、1,485平米。この案件は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さん、これは息子です。そして、現況は竹林です。そして、管理のほうはきちっとされております。問題ないと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

続きまして、NO2。

3 番 地先大住門田は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ、息子さんに贈与ということで、現在も一応畑でやっておりますので、問題ありません。

会長 ありがとうございます。

続きまして、NO3。

2 番 これも松井、先ほど申しあげました叶堂、これは面積が15平米、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの贈与です。これは兄弟です。親が昨年亡くなって、その絡みでまぐちということで、現地調査に行かせてもらった案件です。問題ありません。

以上です。

会長

ありがとうございます。  
続きまして、NO4、大住の神ノ木。

1 番

大住神ノ木、もう一筆ありまして2筆で1,014平米。親から子へ生前贈与ということで、〇〇〇〇さんというのが息子で、耕作をちゃんとされていますので、よろしく。  
以上です。

会長

ありがとうございます。  
続きまして、NO5、田辺の池ノ尻。

16番

田辺区の香村でございます。第1号議案の3条の許可についてのNO5、田辺池ノ尻、田でございますが、この物件と田辺池ノ尻NO6の田659平米につきましては、同じ〇〇〇〇さんという方が買い取られる物件でございます。そして、NO7の田辺池ノ尻の424平米の土地の〇〇〇〇さんの買収される土地につきましては、いずれもこの3筆につきましては、普賢寺の打田で、現状として実質田の耕作を適正に管理されておられます。そういうことから、今後、これにつきましても、田辺の地区の池ノ尻のこの3筆については十分管理するように地権者にも申し伝え、徹底をしているところでもございます。

そして、次にNO8、田辺池ノ尻、ページは変わりますが、これについては1,413平米、そしてNO9の田辺池ノ尻の701平米につきましては、〇〇〇〇さんという方でございますが、この人が買収をすると、地権者になるということで、耕作が維持できるのかどうかということで、仲介人が親族に問いただしましたところ、2等親族ということで、息子が必ず責任を持ってやる、やらせませすということでございますので、それも約束をいたしてございます。

そして、草内山科の〇〇〇〇さんも同一の親族の人間でございまして、同じようにこれも管理を十分できるなということで、管理をするという約束の下で、今回話を進めてきたところでございます。

以上5筆でございますけれども、何とぞひとつご審議賜りますようよろしく願いをいたします。

以上でございます。

会長

ありがとうございます。  
続きまして、NO10。

20番

草内塔ノ上、田、959平米、〇〇〇〇さん並びに枚方市の〇〇〇〇さんから亀岡にお住まいの〇〇〇〇さんということで、農業経営の規模を縮小から、〇〇〇〇さんにつきましては農業経営の拡大ということで、

	<p>地元では問題ないと思います。皆さん、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>続きましてNO11、宮津。</p>
4 番	<p>宮津中川原ですけども、農業経営拡大の方が結構遠方の方なんですけども、近所でも耕作されていますので、問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、第1号議案NO1からNO11まで、各地元委員さんから説明がございましたが、この件に関して何かご意見、ご異議のほうはありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>ないということで、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について受理決定をいたします。</p>
会長	<p>続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>第2号議案、農地法第5条の規定による許可について。</p> <p><b>【第2号議案 1番を朗読後、説明】</b></p> <p>NO1、転用目的につきましては、普通車1台、軽自動車4台の露天駐車場でございます。場所につきましては、JR大住駅より北西へ約900メートルのところ、区分につきましては、JR大住駅から半径500メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超えるため、その割合が40%となるまで円の半径を延長した区域に申請地が存するため、第2種農地と考えられます。</p> <p>被害防除策につきましては、現状のまま使用するため、土砂の流出は発生しません。雨水につきましても、現状設置されている既設側溝をそのまま使用することです。雨水、生活雑排水につきましては、発生しません。</p> <p>綴喜西部土地改良区につきましては、手続済みでございます。</p> <p>なお、こちらの案件につきましては、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地元委員さん、説明をお願いします。</p>



7 番	<p>東林の石坂です。大住八王子、他 2 筆でございますが、隣接する宅地と併せて〇〇〇〇さんが買われまして、露天の駐車場ということで、東林区のほうで開発委員会を開きまして、利用計画について詳しく本人からお聞きしました。問題ないということを確認しております。その後、東林区と〇〇〇〇さんとの間で覚書を交わしまして、確実に問題ないように利用していただくということで確認をしております。よろしく願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 説明がありましたが、今、この件に関して何かご意見、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>ないようですので、第 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可について受理決定をします。</p>
会長	<p>第 3 号議案、地目変更の届出について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 3 号議案、地目変更の届出について。 <b>【第 3 号議案 1 番から 2 番を朗読後、説明】</b> 以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 地元委員さん、説明をお願いします。</p>
4 番	<p>第 3 号議案、番号 1、宮津北浦、池の水も入らないところでございますので、畑として問題ございません。</p>
会長	<p>続きまして、NO 2。</p>
2 4 番	<p>NO 2、田辺草屋、田んぼが合計 7 5 5 平米で 2 筆あります。現状は荒廃農地みたいにされているので注意しに行ったら、機械等田んぼができないということで、ほんで畑にしたらでけんのかということで、畑なら小型管理機とかがあるということで、ほな畑にしたいということで聞いておりますので、承認のほう、よろしく願いします。</p>
会長	<p>この NO 1、NO 2 について、何かご意見、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>

会長	ないようですので、第3号議案、地目変更の届出について受理決定をします。
会長	続きますして、第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について、事務局より説明願います。
事務局	第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について。 <b>【第4号議案 1番を朗読後、説明】</b> 以上でございます。
会長	ありがとうございます。 地元委員さん、説明のほうをお願いします。
1 番	第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について、大住三本木、〇〇〇〇さんが倉庫を建てるということで、隣接地域にとっても問題ないので、よろしく願います。
会長	この件に関して、何かご質問、ご異議はありませんか。  (異議なし)
会長	ないようですので、第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について受理決定をします。
会長	続きますして、第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者の証明について、事務局より説明願います。
事務局	第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者の証明について。 <b>【第5号議案 1番を朗読後、説明】</b> なお、本件につきましては、令和2年9月23日に喜多会長と地元委員さんとで現地調査をしていただきまして、適切に耕作管理がなされておられましたので、その旨を証明したく考えております。 以上でございます。
会長	地元委員さん、説明をお願いします。
2 1 番	5号議案の番号1なんですけども、9月23日に喜多会長、事務局、私、3名で現地確認を行いました。今現在では、しっかり耕作もされており、問題ないと思っております。それに関しまして、適格だろうという判断をしております。 以上です。

会長	<p>ありがとうございます。 この件に関して、何かご意見、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>ないようですので、それでは、第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者の証明について受理決定をします。</p>
会長	<p>次に、第6号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第6号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について。</p> <p><b>【第6号議案 1番から2番を朗読後、説明】</b></p> <p>なお、これらの件につきましては、令和2年9月15日に喜多会長と地元委員さんとで現地調査をしていただきまして、適切に耕作管理がなされていまして、その旨を宇治税務署へ報告したく考えております。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 地元委員さんの説明をお願いします。</p>
18番	<p>第6号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認についてということで、1番、興戸の金林並びに南鉾立、9筆ございます。これを15日に会長以下、事務局、私とで調査いたしました結果、支障がないものと確認しましたので、よろしく願います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 続きまして、NO2のほうの説明をお願いします。</p>
23番	<p>同じく2番でございます。薪大塚ほか4筆ございますけども、本人の〇〇〇〇さんはちょっと体の調子が悪いということですが、家族と一緒に現在管理耕作をされているので問題ありませんので、よろしく願います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 この件に関して、何かご意見、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

会長	<p>ないようですので、第6号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について受理決定をいたします。</p> <p>本日の議題は以上で終わりでございます。</p>
会長	<p>そのほか、京田辺市農業委員会活動方針案について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別紙のその他の案件なんですけど、京田辺農業委員会活動方針案についてということで、本日、こちら京田辺市農業委員会活動方針（令和2年～令和5年）の案のほうをお配りのほうをさせていただいているかと思えます。お手元のほうにお願いいたします。</p> <p>こちらにつきましては、毎回3年ごとに委員会の改選がございまして、改選ごとにこの体制の3年間ににつきましては、こういう方向で京田辺市の農業委員会は活動していこうというものを示したものでございます。</p> <p>こちらの案として今回お示しさせていただいたものにつきましては、先日、喜多会長と澤田代理とで協議のほうをさせていただきまして、作成させていただいたものでございます。</p> <p>本日、案という形を読み上げさせていただいてもいいところなんですけど、本日、この後広報アイデア委員会もございまして、本日については案をお示しさせていただいたところですので、一度委員さんのほうで熟読していただきまして、ご意見、加筆修正やこの表現はちょっとこうしたほうがええよというようなことがございましたら、10月20日までに事務局までご報告のほうを頂ければというふうに思っております。</p> <p>ご意見等のほうを頂きましたら、またその後、喜多会長、澤田代理とで改め協議のほうをさせていただきまして、11月の総会のほうで最終の改正後のものを案としてお示しをさせていただきまして、正式に11月総会のほうで決定のほうをしていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上で事務局の説明のほうを終わらせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、事務局から活動方針をちょっと読んでくださいということで言われていますので、また帰られたらお目通し願って、ご意見があったら事務局のほうに入れていただいたら、またその辺、ご議論させていただきます。</p> <p>報告のほうはよろしいでしょうか。</p> <p>一旦これで農業委員会のほうの総会のほうは閉めさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ここまで総会のほう、慎重審議いただきましてありがとうございます。</p>

職務代理

それでは、これで本日の総会を閉めたいと思います。  
最後に、澤田職務代理者からご挨拶をお願いいたします。

あいさつ（省略）

～閉会～